

国家戦略特区の活用により 大きな経済効果が期待される東京圏

2014年3月31日

<国家戦略特区に6地域を指定>

3月28日に開かれた国家戦略特区諮問会議(議長:安倍首相)では、国家戦略特区に、(1)東京圏(東京都・神奈川県の一部又は一部、千葉県成田市)、(2)関西圏(大阪府・兵庫県・京都府の一部又は一部)、(3)新潟県新潟市、(4)兵庫県養父市、(5)福岡県福岡市、(6)沖縄県を指定することが決められました。

今後は国家戦略特区法(昨年12月13日公布・施行)に従い、国家戦略特区が政令で指定されるのと同時に、国家戦略特区基本方針(2月25日閣議決定)を反映した各特区の「区域方針」が決定され、特区ごとに設置される「国家戦略特区会議」がそれらの方針を踏まえた各特区の「区域計画」を作成します。具体的な施策の実行は夏ごろからとなる見通しです。

<規制改革の実験場としての特区>

国家戦略特区は、停滞する日本経済の突破口としての役割が期待されていますが、その手段は各種の規制改革となります。すでに国家戦略特区法の第13条から第27条において、規制の特例措置が定められています。具体的には、旅館業法の特例、医療法の特例、建築基準法の特例、道路法の特例、農地法等の特例、都市計画法の特例などです。これらにより、旅館業法の適用を受けない外国人滞在施設経営事業、現行の基準病床を超える医療機関の開設・増床、都心住宅の容積率緩和、市町村による農地の権利移動の許可事務などが可能となっています。また、今後必要に応じて規制改革メニューも追加されていくと思われます。

さらに今回の国家戦略特区諮問会議で注目すべきは、国家戦略特区で新たに事業を行う企業向けに「雇用指針(案)」が示されたことです。これは国家戦略特区法第37条で定められたもので、主として外国企業を念頭に置き、雇用に関する判例や慣例などを整理したものです。日本の雇用慣行に対する外国企業の無用の懸念を低減させ、日本への投資を容易にする効果があると考えられます。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

＜大きな経済効果が期待される「東京圏」特区＞

6つの特区のうち東京圏は、「国際ビジネス、イノベーションの拠点」として位置付けられています。上記の「区域方針(案)」では、その目標を「2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックも視野に、世界で一番ビジネスのしやすい環境を整備することにより、世界から資金・人材・企業等を集める国際的ビジネス拠点を形成するとともに、創薬分野等における起業・イノベーションを通じ、国際競争力のある新事業を創出する。」と掲げており、東京圏が新たな形で日本経済をけん引していくことが期待されています。

実は今回の特区決定にあたっては、国家戦略特区諮問会議から東京都に対し、規制改革などの内容の一層の充実を求める注文がついています。従来、地方等の規制改革の要望を国が拒否することは多々耳にしましたが、今回は逆のケースとなります。これは政府の東京圏特区に対する意気込みや期待を示していると捉えることができます。これを受けて、東京都は同日、10項目のプロジェクトと、それに関連する22項目の規制緩和を追加提案しており、特区のさらなる充実が見込まれます。

なお、今回の東京圏特区のベースには、現在、東京都が既存の特区制度の下で行っているアジアヘッドクォーター特区があります。アジアヘッドクォーター特区では、外国企業500社の誘致を目標としており、目標が達成された場合の全国的な経済波及効果を、生産誘発効果で約2.4兆円、雇用誘発効果で約8.2万人と試算しています。当然、国家戦略特区へのバージョンアップにより、それ以上の経済効果が期待されます。

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（税込）但し、最低 2,700 円（税込）の委託手数料が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。

消費税率は、2014 年 4 月 1 日以降の税率である 8% で計算しております。

- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30% 以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会